

令和6年 第3回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

4月26日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和 6 年第 3 回美瑛町議会臨時会

令和 6 年 4 月 2 6 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 専決処分について
- 第 5 議案第 2 号 専決処分について
- 第 6 議案第 3 号 請負契約の締結について
- 第 7 議案第 4 号 請負契約の締結について
- 第 8 議案第 5 号 請負契約の締結について
- 第 9 議案第 6 号 請負契約の締結について
- 第 10 議案第 7 号 請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君							
副	町	長	吉	川	智	巳	君						
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君				
総	務	課	長	新	村		猛	君					
まちづくり推進課	長	観	音	太	郎	君							
地域みらい創造室	長	大	庭	路	世	君							
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君					
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君			
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君			
子ども・子育て支援室	長	谷	口	雄	二	君							
商工観光交流課	長	高	島	和	浩	君							
文化スポーツ課	長	才	川	健	一	君							
ジオパーク推進室	長	長	野	克	哉	君							
農	林	課	平	間	克	哉	君						
建	設	水	道	課	長	今	瀧	毅	君				
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君			
町立病院事務局	長	才	川	育	世	君							
総	務	課	課	長	補	佐	柴	田	崇	史	君		
総	務	課	課	長	補	佐	餌	取	良	君			
教	育	課	長	鈴	木	貴	久	君					
管	理	課	長	鈴	木	誠	君						
図	書	館	長	山	上	修	司	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	栗	原	行	可	君
農	業	委	員	会	会	長	只	野	透	君			
代	表	監	査	委	員	大	西	宣	充	君			

○書記

事務局長 梶原 祐治 君
次長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和6年の第3回臨時会開議に当たり、ご挨拶を申し上げます。桜前線が一举に北上中であります。こぶしとあわせて、花の季節が到来をいたしました。一方では、春作業最盛期を迎えておりますが、今年も無事故の作業でありますようお願いところでございます。本日は、令和5年度、6年度の一般会計補正予算に係る専決処分及び請負契約締結に係る議案など7件であります。よろしくお願いいたします。なお、発言につきましては、会議規則第54条に従い、全て簡明に行うこと。加えて全て議長の許可を得るという風になっておりますので、この辺もよろしくお願いいたします。よろしくご審議のほど申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） それでは、ただいまから令和6年第3回美瑛町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） 美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方も一緒にご起立をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 美瑛町長から、本臨時会の招集挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆様おはようございます。令和6年第3回美瑛町議会臨時会開催を頂きまして、誠にありがとうございます。また議員の皆様方には日頃より行政に対しましてご指導

賜っておりますこと、心より御礼を申し上げます。

新年度が始まりまして、役場も新しい体制で鋭意、仕事に励んでいるところでございます。町内各団体、事業者さんも新しい年度ということのスタートを切っていらっしゃると思います。明日からは大型連休が始まり、多くの人出が見込まれるところでございます。今年度も、この美瑛町賑やかで活気にあふれた1年になればいいなと願っているところでございます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案の要旨につきましてご説明を申し上げます。議案第1号及び議案第2号、専決処分につきましては、令和5年度及び令和6年度的美瑛町一般会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第3号から議案第7号までの請負契約の締結につきましては、防災無線操作卓更新整備工事ほか4件の請負契約の締結につきまして、ご提案申し上げます。以上議案7件につきましてご提案いたしますので、慎重なる審議を頂き、お認め頂きますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、2番桑谷覚議員と11番谷本憲一議員を指名いたします。

諸般の報告

- 議長（野村祐司議員） これから諸般の報告を行います。

- 事務局長（梶原祐治君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上です。

- 議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

- 議長（野村祐司議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

(議会運営委員会委員長 保田 仁君 登壇)

○議会運営委員長(保田 仁議員)

(報告書の朗読を省略する)

以上報告をいたします。

○議長(野村祐司議員) これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長(野村祐司議員) 日程第3、会期の決定についての件を議題といたしますお諮りします。
本臨時会の会期は本日1日に決定といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「はい」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長(野村祐司議員) 角和町長から行政報告の申出がありましたこれを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、行政報告を申し上げます。資料、配付済みのことと存じますのでご高覧のほどお願いを申し上げます。4項目につきましてご報告いたします。

まず1項目め、叙勲の受賞についてでございます。受賞者におかれましては故杉山勝雄元美瑛町議会議員様でございます。受賞名は旭日単光章。発令日1月9日。3月28日に伝達をさせていただいております。故杉山様におかれましては平成11年5月に美瑛町議会議員に初当選されて以来、12年8か月にわたり、美瑛町議会議員としてご活躍され、豊富な経験と卓越した識見をもって、町政の発展と地方自治の振興にご尽力を頂いたところでございます。私もまた皆様もでございますけれども、親しくご指導を仰いだところでございます。今回の受章に際しまして故杉山様、またご家族の皆様にご心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

2点目、令和5年度特別交付税交付額の決定についてでございますが、令和5年度の決定額は4億7,919万7,000円でございます。前年度比と比べますと5,040万7,000円の減、9.5%の減となっております。減額の主な要因につきましては、病院の最大稼働病

床数の減少に伴う措置額の減や、昨年度に引き続き算定項目にありました原油価格高騰対策費に係る財政需要の減などにより、減額となったものでございます。

3点目、包括連携協定の締結についてご報告をいたします。締結先につきましては、国立大学法人室蘭工業大学様でございます。4月24日に締結をさせていただきました。持続的な地域社会の創生と人材育成及び学術の振興に寄与するため、計7項目についての取組につきまして連携をさせていただいたところでございます。室蘭工業大学様本当にありがとうございました。

4点目でございます。美沢へき地保育所の空き巣の被害についてご報告をいたします。4月10日午後2時45分頃、近隣住民の方からの通報により、発見発覚をしたところでございます。勝手口から窓ガラスを割り、進入したものでございますけれども、備品等の被害はございませんでした。今回のこの空き巣の発生に伴いまして、公共施設の適正な管理及び防犯対策等につきまして、役場庁舎内にて、文書で周知し、施設の巡回点検、遊休施設など人気のない施設内に市場価値の高い物品等を保管しないようにするなど、注意喚起を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号 専決処分について

○議長（野村祐司議員） 日程第4、議案第1号、専決処分についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、1頁から20頁までになります。今回の専決処分は、令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第11号）について、令和6年3月29日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、各種交付金及び特別交付税、まちづくり寄附金等の額の確定などに伴う基金積立金の追加、その他各種事業費確定に伴う財源調整などです。

はじめに議案を朗読いたします。議案集の1頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、補正予算条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集の2頁になります。

（条文の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の13頁及び14頁になります。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費、補正額はなく、財源調整です。第7目地域振興費、補正額50万円の減額。丘のまちカーシェアリング実証事業の事業費確定による減額及び財源調整です。第9目移住対策費、補正額はなく、財源調整です。第14目諸費、補正額1,138万4,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額及び財源調整です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,405万円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額及び財源調整です。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額113万円の減額。施設型給付費事業の事業費確定による減額及び財源調整です。

議案集の15頁及び16頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費、補正額はなく、財源調整です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額はなく、財源調整です。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額74万5,000円の減額。道営事業負担金の事業費確定による減額及び財源調整です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額499万2,000円の追加。説明欄の各事業の事業費確定による減額及び追加並びに財源調整です。第3目観光費、補正額3,544万9,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額及び財源調整です。第5目ビルケの森費、補正額はなく、財源調整です。第6目交流推進費、補正額260万円の減額。丘のまちフェスティバル事業の事業費確定による減額及び財源調整です。

議案集の17頁及び18頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額はなく、財源調整です。第8目イベント推進費、補正額202万4,000円の減額。美瑛センチュリーライド事業の事業費確定による減額及び財源調整です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目除雪対策費、補正額1,400万円の減額。除雪対策事業の事業費確定による減額及び財源調整です。第5目交通安全施設費、補正額はなく、財源調整です。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額はなく、財源調整です。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額はなく、財源調整です。

議案集の19頁及び20頁になります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額1,020万円の追加。財源確保による基金積立金の追加です。第2目財政調整基金費、補正額3,000円の追加。基金運用利子を基金に積立てる追加です。第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額3,748万円の追加。まちづくり寄附金1,610件、3,288万円及び企業版ふるさと納税5件、460万円を基金に積立てる追

加です。第12目観光振興基金費、補正額7,650万7,000円の追加。青い池駐車場使用料を基金に積立てる追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集の7頁及び8頁になります。歳入、第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税、補正額94万5,000円の追加。譲与税額の確定による追加です。第2項自動車重量譲与税、補正額858万9,000円の追加。譲与税額の確定による追加です。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金、補正額13万円の減額。交付金額の確定による減額です。

第4款配当割交付金、第1項配当割交付金、補正額143万2,000円の追加。交付金額の確定による追加です。

第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金、補正額295万5,000円の追加。交付金額の確定による追加です。

第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金、補正額863万7,000円の追加。交付金額の確定による追加です。

第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金、補正額3,358万8,000円の追加。交付金額の確定による追加です。

第8款環境性能割交付金、第1項環境性能割交付金、補正額914万6,000円の追加。交付金額の確定による追加です。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、補正額413万6,000円の追加。交付金額の確定による追加です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額8,256万3,000円の追加。特別交付税額の確定による追加です。

議案集の9頁及び10頁になります。第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金、補正額22万円の追加。交付金額の確定による追加です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額7,434万5,000円の追加。説明欄の各使用料額の確定による追加です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額56万5,000円の減額。子どものための教育・保育給付費負担金額の確定による減額です。第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1,061万9,000円の減額。説明欄の各交付金額の確定による減額です。第4目農林水産業費補助金、補正額43万6,000円の減額。農業経営高度化支援事業（中山間地域型）の額の確定による減額です。第5目土木費補助金、補正額120万円の追加。除雪対策事業交付金額の追加交付による追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額28万2,000円の減

額。子どものための教育・保育給付費負担金額の確定による減額です。第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額17万4,000円の減額。多面的機能支払推進事業交付金額の確定による追加及び次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業の額の確定による減額です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額3,000円の追加。財政調整基金運用利子の額の確定による追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額3,748万円の追加。まちづくり寄附金1,610件、3,288万円の追加及び企業版ふるさと納税5件、460万円の追加です。なお、令和5年度のまちづくり寄附金の合計は、1万5,772件、3億697万8,810円となりました。また、企業版ふるさと納税の合計は、38件、2,099万円となりました。

議案集の11頁及び12頁になります。第18款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額3,045万円の減額。説明欄の各基金の充当事業の事業費確定による繰入金の整理です。

第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、説明欄1のBeコインチャージ金は、実績確定による追加。2の北海道市町村備考資金組合超過納付金は、財源確保に伴う皆減。3のその他雑入は、財源調整による減額です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額190万円の減額。美瑛高等学校教育環境振興補助事業及び役場庁舎照明LED化事業の事業費確定による減額です。第2目民生債、補正額380万円の減額。福祉ハイヤー借上事業及びすくすくサポート事業の事業費確定による減額です。第3目衛生債、補正額350万円の減額。医療費扶助の事業費確定による減額です。第4目農林水産業債、補正額20万円の減額。未来につなぐ農業支援事業の事業費確定による減額です。第5目商工債、補正額2,620万円の減額。交流促進事業費の事業費確定による追加及び天人峡地区公園整備事業、美瑛センチュリーライド事業、町民センター照明LED化事業の事業費確定による減額です。第6目土木債、補正額20万円の減額。街路灯LED化事業の事業費確定による減額です。第7目教育債、補正額2,770万円の減額。各過疎対策事業債ソフト事業費の確定に伴う、借入限度額の調整による減額です。

次に、議案集の5頁になります。第2表繰越明許費補正です。令和6年度に繰越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

第2表繰越明許費補正、追加。第3款民生費、第1項社会福祉費、介護予防・日常生活支援総合事業、4万4,000円。臨時特別給付金事業（子育て加算分）、100万7,000円。臨時特別給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯分）、402万6,000円

第7款商工費、第1項商工費、電子地域通貨行政ポイント事業、344万1,000円。合計、851万8,000円。

次に、議案集の6頁になります。第3表地方債補正です。変更前の地方債の総額10億672万4千円から6,350万円を減額し、変更後の地方債の総額を9億4,322万4,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第3表地方債補正、変更、脱炭素化推進事業、変更前限度額2,260万円。変更後限度額2,160万円。過疎対策事業、変更前限度額6億6,510万円。変更後限度額6億260万円。合計、変更前限度額10億672万4,000円。変更後限度額9億4,322万4,000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

3頁及び4頁の第1表 歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で、議案第1号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。議案集の13頁から16頁。はじめに、令和5年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第6款農林水産業費までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。おはようございます。それでは、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄の（1）（2）（3）（4）全部なんですけれども、まず（1）について福祉ハイヤー借上事業について伺います。こちらこれまで予算推移見てまして大体1,000万ぐらいでやってきていると。そして補正毎年度、300万から400万減額の補正を行っている、そのような形で認識しておりますが、今回、こちらのほうのですね、補正の内容、例えば、市街地と郊外とそれぞれ、1万5,000円と2万円というような、制度の中でのですね、配布しているんですけれども、減額になった、分析、どのような、分析をされているのか、まず伺いたいと思います。

また、子育て加算分の臨時特別給付事業、2について、事業税均等割、住民税均等割とあと、12月補正の住民税非課税世帯のですね、こちらそれぞれが減額になっておりますけれども、過去質問の中で、プッシュ式で行ってるので、もう漏れはないと。そのような形でですね3月かな、3月にも答弁頂いてるんですけども、プッシュ式じゃなくて要は、登録になってない方、口座の登録になってない方に確認書を発送して返信をもらってから再度、手続をして交付するという風になってはいるかと思うんですけども、その辺りについて、そういう漏れが果たしてないのかどのように分析されているのか、伺いたいと思います。2点です。よろしくお願いいたします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長（鎌田静香君） おはようございます。まず、福祉ハイヤー借上事業の減額の分

析をどのようにしているかということでしたが、過去、3年間の推移を見まして、全体としましては、おおむね利用者の方は、大きく利用率が変化をしていないかなという風に思っております。市街地と郊外のそれぞれの利用率も、見てみましたが、支給決定者がどれだけ利用したかというところでは、市街地区、郊外地区もそれぞれ7割程度、皆さん利用されているということで、年間通すと毎月平均1,000枚ぐらいの利用があるんですけども、多少季節により、変動はございますが、過去3年ぐらいは同じような利用状況で推移していると分析はしております。

次に、臨時特別給付金のプッシュ式で出している以外の確認者と、あとそのほか申請者の方の漏れがないのかというご指摘ですけれども、おっしゃるとおりフルプッシュの方はもう100%支給という風にはできているんですが、確認者の方、申請者の方、こちらで把握できる限りの方へは通知して確認書を提出してくださいというような、ご案内を差し上げてるんですけども、100%かと問われるとちょっと漏れがないとはちょっと言い切れない状況にはなっているかと思えます。その方たちへどのような形で今後、今後というか周知をしているかというところでは、再勧奨みたいなどこまではちょっとし切れなかったというのが、現実なんですけれども、困窮の方ということが対象なので、地域の民生委員さんですとかそういったところに、お伝えをしたり、介護事業所とかそういったところで入所、入院の方とかで漏れがないかですとか、そういった確認のお手伝いをお願いするような形で、なるべく漏れないようにという風に努めてまいりました。はい、以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。ちょっと私の政治理念はですね、誰1人取り残さない町政の実現。それは恐らく共通認識されているかと思えます。それで、今回このハイヤーなんですけれども、あるハイヤーの運転手さん、ちょっと私、利用する時があって、その時いろいろ話聞くんですけど、やっぱり最近やっぱりインバウンドで増えていると。そしてまた観光客も増えてきたらなかなかこう予約がなかったら乗れないんだよっていうそういうことにもなっているようです。ちょっと私、その誰1人取り残さないっていうのは、やっぱりこう、ここ中で、過不足生じてたら大変じゃないかなと思って。やっぱり人それぞれその病院に行く回数もあれば、やはりこう、出かける回数ってやっぱりそれぞれ違うと思うんですよね。障がい者の方の移動支援事業でいったら、例えば5時間の月に枠を持って人もいれば20時間持っている、最長で40時間ぐらい持っている方もやっぱりいらっしゃるんで、それで果たしてこの移動躊躇層という言い方するようなんですけども、ユニバーサルMaaSのところでお話ししましたけれども、やはりそうやって移動に躊躇するような方たちを本当にこう救済するのであればですね、やはりそのもしかすると、限度額というかタクシーのチケットの配布枚数につい

ても、過不足というかね、そういう風なことを生じないように、ある程度こう、限度額は決める必要があるかもしれないんですけれども、やはりこう、まるきり使わない人ももしかしたらいいかもしれないですし、逆に言ったらもっと使いたいという人もいるかもしれないので、その辺りについては、調査、研究を進めていただけたらいいのかなという風に思っております。

また、今答弁頂きましたけれども、こちらの各給付金事業ですね、それについてはやはりもしかしたら受け取ってる側がどういうものが届いてるのか、認識、認知できないというか、何かもしかしたらお金もらえるかもしれないって分かったら、こう誰かに相談してつながるかもしれないけれども、一切私は関係ない役場から何か来てるけどちょっとこれどうなんだろうか、そういうところでですねそのまま見過ごしてる方もしているかもしれないですし、外国人もそうかもしれないし、やっぱりそういういろいろ障がいをお持ちの方にとってもですね、やはり文書をきちんと届いたら、何らかの形でフォローしていくこともこれからは考えていかなきゃならないのかなという風に思っております。というのは過去に灯油の事業あったんですよ。冬場の灯油のそういう補助をしますよっていうのがあったんですけど、それはあくまでも各戸に配布されたやつを申請してくださいっていうところで、要は書き方が分からないだとか、どうしたらいいか分からない、こんなの届いたんだけどっていう人がいて、たまたまそこに福祉が関わってるから書いて出すことができてるんですけれども、やはりそういうようなところで言ったら可能性としてはですね、やはり課長答弁されたように、もしかするとゼロではないというか、やっぱりそこにきちんとかうアプローチをして、何ていうか交付金を支給する、あるいはこのタクシーチケット届けるっていうことが必要なのかなという風に私は考えております。その辺りについて、町としてですね今後やっぱり進め方だと思うんですけれども、やはりこれまで届いていたプッシュ式で届いていたということで、全て届いていたということでは、答弁頂いたんですけど、もしかしたら届いていないかもしれないという、これについてはですねやっぱりこう全庁的に、やっぱりしっかり考えていく必要があるのかな。その辺、お考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長（鎌田静香君） まず、ハイヤーのところではありますが、そうですね全く使わないで大事に持っている方もいらっしゃる、やっぱり、どんどん使って足りないという方も確かにいらっしゃるかと思いますので、やはり支給した方の利用の状況ですとか、またご意見ですとかそういったところも、なるべく担当の方でも確認できる限りしながらまた、事業の見直しですとか、研究といいますか、していきたいと思っております。

あと、給付金に関しては、本当に100%という部分で、届けるということが大事であるとは思いますが、やはり、確認が必要な方については、どういう方、確認書が必要な方はどうい

う方で、どれだけその方たちが申請してきていないのかとか、そういったちょっと丁寧な確認などを進めながら、なるべく、必要な方に行き届くようにということでは、周知も含め、努力してまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番。簡潔を旨として発言をしてください。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。それで、簡潔に、令和6年度の予算で800万という今回減額になってるんですね、福祉ハイヤー事業については、であれば、今後、補正の可能性はあるのかないのか、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 今年度の予算につきましては過去3年の推移を見ながらということで計上はしているんですけれども、今申請を受け付けているところですので、どの時点かで不足が出た場合は補正の可能性もあるかなという風には考えています。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の15頁から20頁。第7款商工費から第12款諸支出金までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 簡潔にいきます。7款1項3目観光費、説明欄(4)番天人峡地区公園整備事業負担金について伺います。まず一つ、総工費14億円だと認識してますけど、この本町の負担金とですね、分母が負担金だとしてその何%で今回減額になってるのか伺いたいと思います。またその減額の理由として、解体工事がどのような形で行われて、減額になったのか、その辺りについて2点について、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) すいません、天人峡地区の公園整備事業の負担金ということでの質問頂いたと思いますけれども、減額になった部分につきましては、事業費確定に伴いまして当初予算でですね、ちょっと比率的には2割ほどが約20%ほど、事業費確定に伴いまして工事費の方が減額になったということです。それと中身の整備につきましては、今まさに東川町と美瑛町で実施している天人峡グランドホテルの撤去ということになりますけどもこの部分につきましては、事業内容としてはアスベストとですねアスベストを含む調査、それか

ら本体の解体の実施設計、それからアスベストの撤去工事というところまでが現在進んでおりまして、その部分で事業費の方が確定されたということになってます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。一回確定してですねこの後そうしましたらまだ、工事が進む中で、さらに負担が発生するのかどうかだけ伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長

○商工観光交流課長(高島和浩君) 今回の天人峡地区のですね公園整備事業の部分につきましては観光庁の補助事業を使いまして2か年で実施するというので、令和5年度分については今アスベストの除却と解体の実施設計ということで確定しているということになりまして、令和6年度分については本体の解体工事がこれから始まるということになってます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。12款1項12目観光振興基金費、24番積立金。観光振興基金の運用管理なんですけれども、これ議会運営委員会のときも聞いたんですけれども、青い池駐車場料金の積立てになると言ってるんですけれども、今回青い池の駐車場が、7,293万。ここまですよね。

○議長(野村祐司議員) ちょっと休憩します。

休憩宣言(午前10時10分)

再開宣言(午前10時10分)

○議長(野村祐司議員) 失礼しました。再開します。発言続けてください。

○4番(興梠勝也議員) いいですよ。

○議長(野村祐司議員) 発言続けてください。

○4番(興梠勝也議員) この駐車場料金が7,293万だったのが、今回積立金が7,600万で400万ぐらいどこ行ったのっていう風に聞いたら、前からあったっていう風に言われたんですけれどもこれ基金作るときに、透明性持ってやってくれっていう風に言ったんですけど、この400万というのは他の前回のやつひっくり返しても出てこないんですよ。私が見過ごしてるのかもしれないんですけども。だから、こういったこの基金の透明性、説明っていうのをきちんとやってもらいたいんですけど、この辺どんな風にお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 柴田総務課長補佐。

○総務課長補佐（柴田崇史君） 青い池の使用料につきましては予算、補正予算の時にも青い池の使用料歳入で組みましてその分を事業に充てるということで説明の方をさせていただいて進めてきているところではありました。ので、書いてないというところがどこの話なのか。もし分かれば教えていただければと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） 青い池の使用料の財源充当につきましては、それぞれ、補正が生じた時にですね、その財源として充てるということで、補正予算の議案の中に載せてございますので、それがなくなったというようなことではなくて、それぞれ財源充当しているということでご理解を頂きたいと思います。また透明性の確保という点では、令和5年度、これからということとなりますけれども、これまで、令和4年度までの青い池の使用料の充当事業については、ホームページ等でも公表し、透明性を図っているという認識でございますのでぜひご理解を頂きたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） お願いしたいんですけども、今回全部で1億7,000万ぐらい基金貯まっているということで、これ、1億7,000万という町民は9,300人なんで、1人頭2万円近くは渡せるような大きい金額なんでですね、いつまでも溜め込んでるんじゃないかって、どのように運用していくのか、これ運用管理なんでどのように運用していくのか。それもきちんと説明をお願いしたいんですけども、どのように運営していくのか、改めてお願いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 観光振興基金の運用につきましては、基金条例を設けた時にもご説明しましたけれども、観光振興におけるですね、これからの観光振興のための財源として充当していくということになると思います。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 住民からすると、これ貯めることで、いくら私たちいくら税金安くなるのとか、どういうメリットがあるのっていう部分っていうのがすごくやっぱり町民の方々も気になると思う。この辺なんで、だからやっぱり1億7,000万ただ単にこうやって載せておくっていうものじゃなく、生きたお金にして欲しいっていう話なんです。その辺でもう少し運用を考えて欲しいんですけど、その辺の考え方をもう一度お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 基金の積立てが1億7,000万ということで今ご発言されてますけども、あくまでも観光振興基金に積立てられてる金額が7,600万でありまして、説明繰り返になりますけれども、あくまでも観光振興基金に積立てられたものにつきましては、観光の振興のために施策として活用していくということです。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の7頁から12頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の1頁から6頁まで。議案第1号の本文と令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)の条文並びに第1表歳入歳出補正予算補正、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 第3表地方債補正について簡潔に伺います。学校給食費支援事業についてですが、こちらは従前は過疎債を使っておりました。今回の切替えたその理由についてです。今回地方債を2,770万減額しておりますけれども、意図について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 柴田総務課長補佐。

○総務課長補佐(柴田崇史君) この度地方債よりまちづくり基金を充てさせていただいた理由としましては、今回もですね過疎ソフトの限度額として上限がありまして、どうしても大体過疎のソフトでいきますと1億2,000万円ぐらいが上限となっております。こうなりますと予算的な考え方でいくと、最終的にこのように一般財源が浮いて、出てしまうというところが、まず懸念されますので、ほかの財源を考えた方がいいかなということ、今後ですねまちづくり基金の中で教育というところのメニューもあるところから、子どもたちの給食を、こういう起債という財源ではなくて、まちづくり基金を使って支援していきましょうということで、今回切替えさせていただいたところでございます。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 答弁頂きました。分かりやすい答弁、頂いたんですけども、それで今回この過疎債、使わなくなったと。そして、一般まちづくり基金を充てると。要は寄附金を充てるようなことになるんですけども、寄附金の目標というのは例えば今年度でいったら3億5,000万から4億。やっぱりふれもあるかと思うんですよね。そのような形でいったら、国の方が今、給食費無償化に動いてるんで、その辺りのところを考えなきゃならないのかなと。併せてその一般財源化として見るようなまちづくり基金をですね一般財源化、恒常の経常経費に近いと思うので、その辺りについてはですね、リスクがあるんじゃないのかな。そのお考えを伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） 学校給食の支援についての基金のまちづくり寄附のですね、財源を充てるといふ部分の考え方なんですけど、基本的にまちづくり基金について寄附については、基本的に美瑛町応援頂くという、そういったご意向があつての寄附金だという風に捉えてもおりますので、美瑛町のこういった子育て環境、教育環境の充実という部分で、そういった応援頂くという、そういったご意向をですね、なるべく反映した事業ということで今回切替えをさせていただくような方向で考えております。それで、財源の今後の見通し的な部分もあるんですけど、基本的にはですね、こういったまちづくり寄附をですね、まずは、有効にですね、充てていき、活用頂くと、活用していくということで考えております。今後、そういった情勢の変化によってはですね、財源をですね新たにいろいろ探しながらですね、この事業については継続していく方向でいきたいなという風には考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 先ほど国の方の流れも言ってたんですけど、それは令和5年にそういう発言、茂木さんも言っていました。青森県と和歌山県は国全体で県全体でそういう給食費無償化取組始めてます。一時的なものだったらいんですが、恒常的にずっとそれが続くというのは私はまちづくり基金の使い方私は難しいのかなという風に思っております。やはりこれは国または道の方にもですねしっかりと要望を出していきながら、学校給食の無償化をですねしっかりと町として取り組んでいくと。かなり進んだ事例だと思いますので美瑛町においては、平成20何年からですか。スタートしてますので、やっぱりその先駆者としてやっぱり国または道の方にしっかりとですね、そういう要望を出していくことも必要かと思っておりますけども考えを伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 学校給食の無償化でございますけれども、美瑛町、かなり早い段階からの子育て支援の一つとして実施をしているところでございます。私その時、今の職にございませんでしたので、当時の方々どういう検討、発想されたか分かりませんが、いろいろその財源をどこに持ってきてこの、新たな魅力的な事業を進めるのかということは恐らく検討されたと思います。その中で、過疎ソフトを使っていこうという判断になられたのであると推測しております。ただ、もちろん誤りではないですよ。きっちりと実施をされてきましたけれども、過疎制度そのものも、恒常的にいつまであるのかというところが、私たちは当然求めて継続を求めてまいりますけれども、過疎という制度が恒常的なものではない中で、ソフト事業を財源に充てること不安定さというものも今回は考慮させていただきまして、まちづくり基金の方これまでの流れから、まちづくり基金を充当する方が、寄附を頂いた方の思いにもこたえる。そういう位置づけがはっきり明確化できるのではないのかなという中で、切替えをさせていただきました。そして、今ご指摘のことでございますけれども、先駆的にやってきたので、その時に財源をどこから持ってくるという非常に、工夫を凝らしながらの事業実施だったと思いますけれども、今ご指摘頂いてましたように、我々が先駆的にやってきたことが当たり前になりつつある。そういう中で、では、もう一度改めて何を財源にしていくのかというところというのは、十分検討、考慮をしなければならない。その中で、国ですとか道の役割が今またはっきりと明確になってきつつある中でございますので、私たちの地域から始まったこの取組を国・道も率先して力を入れてくださいという形の要望要請活動というものに今後は力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第2号 専決処分について

○議長（野村祐司議員） 日程第5、議案第2号、専決処分についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○**総務課長(新村 猛君)** 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、21頁から27頁までになります。今回の専決処分は、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)について、令和6年4月1日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、町内公共施設16か所でサービスを提供している無料公衆無線LAN機器の故障による機器更新に係る復旧費用の追加です。

はじめに議案を朗読いたします。議案集の21頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、補正予算条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集の22頁になります。

(条文の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の26頁及び27頁になります。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費、補正額500万円の追加。Wi-Fi無線のシステムを制御する、LANコントローラー及び認証装置の機器更新に係る委託料の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集の24頁及び25頁になります。歳入、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額500万円の追加。前年度繰越金の追加です。

23頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で、議案第2号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**議長(野村祐司議員)** これから質疑を行います。議案集の21頁から27頁まで。議案第2号本文と令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柶議員。

○**4番(興柶勝也議員)** 4番、興柶です。歳出、2款1項6目26頁、27頁です。委託料、情報管理事業、Wi-Fi、これフリーWi-Fi、3月17日からもう1か月以上ずっと止まっているんですね。これっていうのはもっと早くできなかったのか復旧工事っていうのを、機器更新ということなんですけど、更新だったらそんなにかからないはずなので、こういうこ

と、こういうときこそそれぞれ観光客も使うんで観光振興基金使うなり何なりして、さっさとやらないとこれはね結構住民に不便が、住民ちゅうかいろいろと不便なこともあるんでもっと早くできなかったのかということをお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) ご説明したとおり、町内公共施設の重要なインフラの一つとなっておりますW i - F i 環境なんです、ご指摘のとおり3月の17日8日あたりから不調となりまして現在に至ってるということで、我々としてもですね、各公共施設の利用者それから、町内にお越し頂く観光客の方々にご不便をおかけしない、なるべくしないようにですね、早急な対応ということで念頭にですね、取り組んでまいりました。その結果ですね今回、専決という形をとらせていただきました。発注先にもですね、可能な限り早く対応をということで当初から働きかけをしてきたんですが、なんせ機器の調達がですね、に時間がかかるということで、こういった時期となっております。復旧の目途としては残念ながら連休明けという形になりますけども、引き続きですね、1日でも早く復旧するように努めていきたいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 興柁です。いや、機器更新だったら、以前以前まで使ってたやつ、ちょっと取りあえず使っておいて、それからすぐ機器更新、機械が来たら更新すればいいだけの話なんで、これ故障したって話なんですか。それとも、メンテナンスの一環として故障を対応できなかったのかっていうものも含めて、何で1か月空いちゃったのか機械が来なかったのなら、前のやつを運用してもいいんで、運用できなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 運用できなかったということの部分なんですけども、今もですね運用はしております。ただ、機器の状態が脆弱というかですね、不調な状態が続いているということで、そういった安全性ですとか安全性も含めてですね、なかなか担保できない状況になっているということでございます。それで、今も運用はしているんですが、つながりにくい状況になっていたりということで、ちょっと、ご不便をですねをかけているという状況になっています。先ほどと繰り返しの答弁になりますけども、我々としてもですね、できる限り早くという、復旧したいという思いでですね、3月の不調以降ですね、取り組んでおります。ですが現実的にそういった機器の調達が時間がかかるというのが現実でございますので、そういった部

分、ご理解を頂きたいという風に思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) こういうもの一般財源じゃなくて、観光振興基金。観光客が使うんで、観光振興基金などで素早く、入れるっていう形にはできないのかっていうのと、この更新というのは、大体どれぐらいでやっていくのか、さっきちょっと聞きそびれたので改めてちょっとお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 今回の更新に時間がかかるというのは、あくまでも財源の問題ではなくて、実質的に機器の調達がかなわないというのが大きな原因でございますので、決して財源の部分ではないかなという風には考えております。それからですね、観光基金を使わなかったのかという部分でございますけども、今回公共施設ということで、観光に特化しただけの施設でもございませんので、そういった部分から今回観光基金を充ててはいないということでございます。どちらかというと観光客というより、当然観光客もご利用頂くんですが、公共施設の中で、町民の方も広く活用頂いている環境でございますので、今回はそういった基金を活用はせずに一般財源の中で対応させていただくということでございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) すいません。こちらの機器のメンテナンスについては、保守管理を委託はしているところでございます。今回保守管理を委託している中でもこういった不具合がですね、なかなか発見できなかったと、事前に発見できなかったという部分も反省分点では反省すべき点ではあるんですが、こういった部分しっかりとですね、委託先の業者等もですね連携とりながら、早期にこういった不具合が起こらないようにですね、対応は考えていきたいという風に思ってます。機器の更新については、基本的には、5年程度で見直すかどうかという部分が基本的な部分になってくるかなという風に思ってますが、その時点の状況によつての判断ということになるかなという風に思っております。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 請負契約の締結について

○議長(野村祐司議員) 日程第6、議案第3号、請負契約の締結についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、28頁になります。今回の防災無線操作卓更新整備工事につきましては、現在の防災無線操作卓が運用開始から約15年が経過し、経年による機器の不調が現れていることから、更新整備を行いたく、4月17日に入札を執行し、仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、工事内容、工期、その他根拠条項を載せております。朗読は省略いたします。以上で、議案第3号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 請負契約の締結について

○議長（野村祐司議員） 日程第7、議案第4号、請負契約の締結についての件を議題と致します。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間農林課長。

（農林課長 平間 克哉君 登壇）

○農林課長（平間克哉君） 議案第4号、請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。議案集の29頁になります。畜産担い手育成総合整備事業、再編整備事業、新美瑛地区装置及び施設設置工事委託につきましては、既に令和6年度から令和9年度までの4年間の債務負担行為及び令和6年度分整備事業委託料の予算計上をしており、4月15日に随意契約の仮契約を交わしておりますので、条例に基づき議会の議決をお願いするものであります。

それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料としまして工事内容工期その他で法令根拠を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第4号の件を採決します。議案第4号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 請負契約の締結について

○議長（野村祐司議員） 日程第8、議案第5号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 議案第5号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は30頁になります。美沢18線道路改良舗装工事につきまして、4月24日に入札を執行し仮契約を交わしているところであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。

それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

参考資料といたしまして、工事内容、工期その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第5号の件を採決します。議案第5号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 請負契約の締結について

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第6号、請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 議案第6号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は31頁になります。新星線道路改良舗装工事につきまして、4月24日に入札を執行し仮契約を交わしているところであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いします。

それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、工事内容、工期その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第6号の件を採決します。議案第6号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 請負契約の締結について

○議長(野村祐司議員) 日程第10、議案第7号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木教育委員会管理課長。

(教育委員会管理課長 鈴木 誠君 登壇)

○教育委員会管理課長(鈴木誠君) 議案第7号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては32頁になります。小中学校エアコン設置工事につきましては、各小中学校の普通教室、特別支援教室、保健室、校長室、職員室のうち、エアコン未設置の教室などにそれぞれエアコンを設置するものです。4月17日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

朗読は省略させていただきます。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。よろしく申し上げます。工期なんですけれども、令和6年9月29日までという風になっております。涼しくなってる時期なんでね、なるべくもうちょっと早い月につけてもらって、それで、工期となってるけども早くなるべくつけていただきたいというのが一つと。あと優先的にといいますかね、やはりこの温度の変化に弱い子、敏感な子もやっぱりいらっしゃるかと思います。そういう方たち、支援の必要な方たちについてはね、子どもたちについてより、早い段階で付けていただくというのがいいのかなと思います。その辺りを考え2点伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長（鈴木誠君） 工期につきまして9月と竣工を予定しているというところでございますけども、エアコンのですね設置場所がですね各教室ということがありまして、日中子どもが、いらっしゃる、いるところの工事になります。そうするとですね、どうしても、夏休みの工事が中心になってくるのかなという風に思っております。今回この議案をお認め頂き本契約を結ぶ際にはですね、なるべく早くの工事着工と、工事の実施をですねお願いしながらですね、各学校さんの都合もあると思いますので、そういった中で、どのようにできるだけ早くですね、使えるように進めてまいりたいという風に、協議をしてまいりたいという風に考えているところでございます。また設置の順番につきましては、そうですねそれも学校の都合に大きく影響するところであると思いますけども、もちろん何でしょう、普通教室、特別教室といったですね、子どもがいるところを優先的にですね設置していくものになるという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第7号の件を採決します。議案第7号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野村祐司議員） これをもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。
会議を閉じます。

令和6年第3回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（野村祐司議員） 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。ご提案の7本について審議を頂きましたありがとうございます。いずれの案件も町民生活に非常に密接に、つながる案件でありますので、理事者におきましては、適正な適切な町政の執行をお願いするところでございます。

以上で閉会の挨拶を終わります。これにて散会いたいたします。ご苦労さまでした。

午前10時48分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年5月27日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 桑谷 覺

議員 谷本 憲一